

## 清規を基調としての禁藝碑考

田 島 柏 堂

爾來禪院生活の目標とするところは、佛教の眞理を躊躇に實踐體験することにある。斯くて禪院に於ては先佛の行じ來れる眞理體得の勝蹟を基調として（原本的意義）當該社會の時代性及び風土性に適合する（實踐的意義）所謂宗教的特質と地方的な風習とを加味して實修する禪院の生活規範、即ち清規を制定し、清衆はそれを規矩準繩として辨道精進しておる。従つて禪は僧寶爲本の宗門であり、古より威儀即佛法、作法是宗旨を標榜し、行持を外にして法を求めず、佛を求めず、但三昧如法に修行するところに眞の佛法が活現するとなして、すべて實踐修行を基調とする。故に僧堂裡の坐禪を初め佛殿、衆寮、齋堂、後架、東司等凡ゆる道場に於ての作事作務其の他すべて從晝至夜に於ける禪院生活に對して著實綿密の行持を實踐し、以て一舉手一投足もこれを輕忽にしないといふのが禪門獨自の宗風である。

殊に日本曹洞宗の開祖道元禪師の宗風は實踐を基調として總ての教義が組織せられてゐる。禪師は已に遠く鎌倉時代の日本佛教新興の機運に際會し、それを坐禪なる命題を以て呼稱し、而してこの坐禪なる行を通じ生命を賭して教主釋尊の精神を當該時代社會に甦生せしめようと粉骨碎身せられたのである。

かるがゆゑに禪師は清衆の行持を律するに當り極めて常識的、倫理的、實踐的に制定し、僧堂内の諸規則に儼然たる體制を與へて釋尊の意志を繼承し、永く日本に於ける僧堂清規の實行規範をたれて所謂根本佛教當時の嚴肅さを高調せられたのである。しかして禪師には永平大清規の御撰述を初め、正法眼藏の中に於ても重雲堂式、示庫院文、或は看經、袈裟功德、傳衣、安居、洗淨、洗面等多くの清規に關する撰著をせられ、また瑩山禪師に於てはよく宗祖道元禪師の精神を承繼せられて瑩山清規の述作が存し、其後足利時代に頽廢せる清規は再び江戸時代に於て正法眼藏中心の宗學復古思想の勃興と共に清規に關する宗門の述作が幾多現出するに至つた。

道元禪師は正法眼藏重雲堂式の卷に於て次の如く述べられて居る。

「堂のうちにて、たとひ禪冊なりとも文字を見るべからず、堂（僧堂）にしては究理辨道すべし、明窓下（衆寮）にむかふては古教照心すべし、寸陰すつることなけれ、專一に功夫すべし。」

實に禪院生活の必要を最も端的に表現せられたる示衆である。もとより只管打坐が禪院生活の本質であるが、然し坐禪の反面には看讀も許されなければならない。行解相應智目行足を完全ならしめんと欲するならば、衆僧齋罷に古人先德の垂誠、佛典祖論の看讀は許されなければならない。つまり此れは坐禪の助縁であるが、しかし此れによつて暗證盲悟の徒に落ち入ることを救はれ以て定（僧堂）慧（衆寮）圓明を期せられ、人格完成への導きとして當然なる過程である。實に堂にあつて究理辨道する事と、明窓下に古教照心することとは叢林にあつて修行するものゝ唯一の規繩である。仍て此れを全からしむる爲には當然幾多障道の因縁となるのは回避せねばならぬ。

道元禪師は次の如く箴言せられ、

清規を基調としての禁裏碑考

「寮中不可接三入賓客而相見笑談。又不可與商客、醫師、相師等、及諸道輩問答。與商客問答、須避寮邊。」

(永平清規坤  
衆寮箴規)

更に瑩山禪師は、

「然所レ有技藝、術道、醫方、占相、皆當遠離。况乎歌舞、妓樂、誼諍、戲論、名相、利養、悉不可近之。」云々

(坐禪用心記)

と述べられてゐる。

彼の百丈古清規なき今日の禪門の規範となるに至つた禪苑清規第四卷「寮主寮首座」の項には、「買賣閑雜之人、竝不得放入寮内、防シ有去失。」

とあり、

また義介禪師によつて將來せられた支那五山十刹圖の中には、

「藝術賣買人不許三入寮。」

との衆寮牌が掲げられておる。

仍て吾人は先般上毛國(群馬縣)利根郡の一角に於て何れも曹洞寺院に發見された「禁藝術賣買」云々の碑文の出典は此等を依憑として求むるのが妥當でないかと思ふ。就中支那五山十刹圖の如きは碑文の語句に最も近いものの様に推考される。

二

しかば其の原據とも見るべき支那五山十刹圖とは如何なるものであらうか。

此の圖は加賀大乘寺の藝祖（永平寺第三世）徹通義介禪師が正元元年（四十一歳）の時に入宋し、自ら五山十刹を遍歴してその建築や堂内の設備を手寫して來たものといはれ、そしてこれと相似た圖が諸方に所藏せられてゐる。

田邊泰氏は加賀大乘寺本、京都東福寺本、某氏所藏本を擧げられ（早稻田建築學報第八號 佛教考古學講座 第一卷）伊東忠太博士は前の二本の外に若狭常高寺本を加へて居られる。（佛教史學第一編第四號）大久保道舟氏の調査に依れば越前永平寺、相模大智寺及び奥州泰心院に此の圖の模本が傳つてゐることであり、また吾人が或る研究に從事した折京都禪定寺の什寶として月舟宗胡和尚の遺物中に五山十刹畫圖「加州本多氏寄附」と記して此の圖が傳はつてゐるを見聞したことがある。又禪籍目錄には中華禪林五山十刹圖（寫本）とあるから恐らく如上の模本であると思ふ。圖名は今掲げた外に五山十刹圖、大宋諸山圖、大唐五山諸堂圖其の他各々名前を異にし、内容も多少異同はあるが大體同様のもので各地の曹洞禪院に多く叢藏せられ今日諸處に現存して居る。と云ふことは何れか一つが原本であつて他は傳寫せられたものであらう。大乘寺、東福寺の二本は現在國寶に指定せられてゐるが、彼此綜合するにその中でも大乘寺本が最も原本に近いものゝ様に思はれる。しかし自分は未だ此の圖の書誌學的に比較研究するの機を得ないので何れが原本であるかを確めることは出來ないから、此れに關する細説的研究は他日に譲ることゝして、兎も角この圖が鎌倉時代に大乘寺の藝祖徹通義介禪師によつて吾國に傳來され、其後漸次隆盛を極めるに至つた禪宗建築即ち唐様建築様式の源流をなすに至りし貴重なる資料であることは誰しも承認し得る所

である。

斯かる日本佛寺建築史上及び曹洞文化史の上に一エポックを劃する重要な資料に藝術賣買人不許入寮の牌が記されてゐる處に據れば、明かに當時の支那五山十刹を初め一般禪院に此の語が流用せられ、且つ掛牌せられてゐた事が考へられるし、吾國に於ける極近世の創作にかかるものと思はれてゐた「藝術」なる語が茲に散見することは全く奇とすべきことである。假令それが現今使用せられてゐる「藝術」の熟語の内容とは全然異なるとしても、この言葉が支那佛教界殊に禪宗界に發見され、特に洞門大乘の藝術祖義介禪師によつてこの國の宗教界に將來せられたといふ功績は決して見逃す事が出來ない。

其後此の衆寮牌が禪林の清規に於て初めて見らるゝのは漸く江戸時代に至つて月舟正山の合著とも稱すべき梧樹林清規上卷及び面山の洞上僧堂清規行法鈔第四卷に於てである。

また同じく面山の著衆寮箴規聞解上、曉道本光の衆寮箴規求寂參の箴規第四章の註釋に此の牌の記事が散見し、各々そのものを支那五山十刹圖に求めてゐる。此の中前掲の一清規は曹洞禪院の重要な清規書であつて此れ等成立のプロセスを辿るにその何れもが永瑩二規を初め弘く諸家の古清規を參看して義介禪師の將來された支那五山十刹圖を按じ、新に僧堂を建立し之等の規矩の一々を實修しその結果を輯錄したのであるから正に禪院清規の一大金字塔と稱すべき權威書であつて、當時この兩清規の完成を見るや諸方の叢林は何れもこれを以て軌範とし、海内の師僧靡然としてこれに向ひ兩清規の規則は忽ちにして闡宗門に流布し修行せられるに至つたのである。今日洞門に流行する禪院清規の軌範をなしてゐる。されば江戸時代に至りかかる權威ある清規書に藝術賣買人不許入寮の牌が掲げられておることは刮目に價する。よつて上

毛國に於ける「禁藝術賣買」云々の建碑時代と照合してこの間に一脈相通するものが存すると思ふ。

### III

さて今日迄に發見された五碑に就ては秋山吉次郎氏（考古學雜誌第二）及び生方誠氏（上毛文化第一）（六卷第十二號）により詳細なる調査が存するから茲には年代順にその大略を示せば次の如くである。

一、玉泉寺（群馬縣利根郡古馬牧村大字下牧）

「禁藝術賣買」

寶曆十庚辰結制日當山十八世□□代

二、川龍寺（同利根郡系之瀬村大字貝野瀬字宮原）

「禁賣買藝術」

安永九庚子天十月吉日講中十四人

三、孝養寺（同利根郡利南村上久屋）

「禁藝術賣買之輩」

天明六丙午六月吉辰 惣村中林堂代

四、清雲寺（同利根郡絲之瀬村大字絲井）

「禁藝術賣買」

清規を基調としての禁藝術碑考

維時文化十一甲戌五月吉日 高橋彥右衛門勝典

五、常恩院（同利根郡古馬牧村大字下牧）

「禁藝術賣買人門」

以上各碑禁制の文字は、川龍寺の行書を除く他は何れも太筆を以て楷書に陰刻してある。また碑文の語句を見るに玉泉寺、清雲寺の二碑は「同語であるが川龍寺のはこの二碑の「藝術賣買」を「賣買藝術」と語句を轉じ、常恩院の碑と共に「藝」の字の草冠を缺除してある。尙孝養寺の碑には「之輩」常恩院の碑には「入門」の二字を加えてある。此の入門の語は四碑には省略されておるが山門頭に存立するの意義よりしていづれの碑にも附して解すべきであつて各々語の中に此の意が陰蔽せられおるものと見るのが妥當であらう。

面山は洞上僧堂清規行法鈔第四卷諸牌法に衆寮牌を揚げ次いで、

「藝術賣買ハ辨道ノ妨故、十刹ノ圖ニ、衆寮門ニ掛テ禁ズ、今時、衆寮ニ限ルノ事ト思テ、山門内ニ藝術賣買ヲ許ハ非ナリ、不<sub>レ</sub>許<sub>レ</sub>入門<sub>ト</sub>書テ大門ニカケテヨシ」と記してあり、

贊道本光の衆寮箴規求寂參には、

「不許入寮、此俗語例、若作<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>許<sub>レ</sub>藝術賣買人入<sub>レ</sub>寮義名當乎。」とある。

茲に於て諸碑の中殊に常恩院の「禁藝術賣買入門」の碑文とは「禁」「不許」の語句を異にするのみにてしかも此れとても字句の内容的意義に至つては同意であるから殆ど同一語であると云つてよい。

この常恩院は玉泉寺の末寺であつてその開山は玉泉十八世正順高眼であり同寺の禁藝術碑は此の和尚の手によつて建てら

れてある。

その住地玉泉寺は、雙林寺聯燈錄、日域洞上諸祖傳卷之下、日本洞上聯燈錄卷第六等の史傳に依れば嘉吉年間に沼田城主大友刑部大輔長忠玉泉精舍を創建し、こゝに一州正伊を招請し以て開山となしたことが記してある。

また雙林寺聯燈錄には、

一州和尚遺書 玉泉寺置之

一 當寺者老僧成<sub>ニ</sub>落命地<sub>一</sub>故名<sub>ニ</sub>山居<sub>一</sub>。盡未來際。本寺門役堅停止。縱雖<sub>レ</sub>有<sub>ニ</sub>違亂輩<sub>一</sub>愚可<sub>レ</sub>任<sub>ニ</sub>遺跡<sub>一</sub>也。

一 及<sub>ニ</sub>末世<sub>一</sub>於<sub>ニ</sub>雙林斷絕<sub>一</sub>者。自<sub>ニ</sub>玉泉<sub>ニ</sub>可<sub>レ</sub>扶<sub>ニ</sub>起之<sub>一</sub>。亦及<sub>ニ</sub>玉泉大破<sub>ニ</sub>者。從<sub>ニ</sub>雙林<sub>ニ</sub>可<sub>レ</sub>紹<sub>ニ</sub>起之<sub>ニ</sub>者也。

一 雙林玉泉可<sub>レ</sub>爲<sub>ニ</sub>車兩輪<sub>一</sub>此背<sub>ニ</sub>制符<sub>一</sub>族者。愚老派下不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>有<sub>ニ</sub>流脈<sub>一</sub>也。

時文明十六甲辰季秋日 正伊在判

と堅く合力すべき事を命じ、兩者何れが衰退するも互にこれを扶起すべきを定めてゐる。江戸時代に於ては上野白井雙林寺の如きは上野、信濃、越後、佐渡、四箇國僧錄頭に任せられ、天下大僧錄に次ぐ大貫錄を具備してゐた。一方玉泉寺は末十五箇寺を有する小本寺であつて、一時は大伽藍を維持してゐたが、創建以來數度の祝融の災に罹りし爲に堂宇が焼失し、現今本堂の外に開山堂、庫裡、寶藏、經藏、八幡宮、十王堂、辨天祠等が存し、當時の面影を残しあると云ふことである。

爾後兩寺には榮枯盛衰、時代と共に消長變遷は免れなかつたであらうが、兩者は車の兩輪の如く相互に合力が圓滑に行はれ、一州の遺命は盡未來際の本望として堅く遵守され來つたことであらう。兎も角玉泉寺が開創當初より天下に一大勢

力を保持してゐた雙林寺といかに密接不離、相互扶持の關係に存し重要視せられてゐたかを察するに充分である。かかる權力ある洞門寺院の山門頭に禁藝碑が建設せられたことは他の四碑建立の直接的誘因となつたことゝ思ふ。

當寺の碑文を見るに寶曆十庚辰（皇紀二四一〇）結制日當山十八世□□代とあつて建碑者たる世代和尚の名前が故意に四角に削り去つて伏字にされておることである。或は後世の何人かによつて惡戯的に行爲されたのかも知れない。まづ今の所その理由は如何なる譯であるか判然しないが、十八世和尚は先に述べたのによつて明瞭なる如く正順高眼（明和六己丑年十一月十八日示寂）である。此の和尚に就ての精細なる事歴は當寺の度重なる災禍の爲に何等記録が残つてゐないので如何なる人であつたかは全く不明であるが、しかし權力ある玉泉寺に住し、又その末寺常恩院の開山ともなつた人であり、或は江湖會を記念してかゝる創意の碑石を建てたといふ諸種の點より想像するに、當時代の地方に於ての綿密嚴格なる清規の有力な實修者であり、従つて清規書にも通じ、月舟、円山等にも參學問法したことがあり、指月、面山、本光等の名師宗將にも親交があつた程の地方に於ける隠れたる洞門の名僧知識であつたに相違ない。以て此の碑が所謂宗門清規を基調として建立せられたことは云ふ迄もないことである。

各碑の中で建碑年月の判明してゐるものでは此の玉泉寺の碑が年代的に最も古い。前者は常恩院の碑は年月不明であるが、當寺は正順高眼の開創であり、洞上僧堂清規行法鈔の語句に最も近い所よりすると、やゝもすれば此の碑の建立が最古に屬するかも知れない。また常恩院が同和尚示寂後の勸請開山であるとすれば同寺二世和尚の手になるものか、或は玉泉寺建碑後間もない時であると推定されうるから玉泉寺に次ぐ建碑であることは想像するに難くない。

玉泉寺建碑後過ぐること二十年、安永九年（皇紀二四四〇）に至つて川龍寺に建立せられ、その後六年の歲月を経て天

明六年（皇紀二四四六）に孝養寺に建碑せられた。茲の碑には「之輩」とあるところに他の碑と異にして居る。此れは恐らく衆寮箴規の「諸道輩」を轉用したとも推考される。瞎道本光は「諸道輩者、總指<sub>ニ</sub>藝術賣買人<sub>ニ</sub>耳。」（衆寮箴規求寂參）と註しておるのによつて自ら氷解し得る。最後に清雲寺の建碑は此れより遅るゝこと二十八年即ち文化十一年（皇紀二四七四）である。しかし各碑が年代的にかなり懸隔が存すると云ふ事は如何にしても解けない謎であつて、これを解明するに更に幾多の考究を必要とし、今後の研究に課せられた大きな命題である。

#### 四

茲に最も注意すべきは如上の碑が葷酒牌の如くに禁ぜんが爲に單獨的に建てたものではなく、何れも庚申塔、普同塔或是寫經供養塔等を利用して各々何等かの法會と關聯して居ると云ふことである。

孝養寺のは正面に「庚申塔」及び右側面に「惣村中林堂代」と刻し、川龍寺は正面に「西面金剛」（大勢至菩薩？）及び左側面に「講中十四人」と刻し、常恩院のは秋山氏の調査によるに、正面上部に梵字二字並びに其の下に二行に文字あり、風雨に侵蝕され読み難けれども、寂 無量 天 現未過去 山水百川等の字見ゆ、凸起せる輪廓の上部に日月を、臺石に三猿が陽刻してあるとの點より押して 一種の庚申塔と思考されるから以上は庚申塔を利用して建碑したものと想像し得る。

更に玉泉寺のは正面に「普同會法華書寫供養塔」及び江湖會をトして世代の名前が陰刻せられておる。かの寛文四年刊行にかかる「石門文字禪」（筠谿集）の普同塔記を贅見するに「其生は法に依つて住す、故に叢林と謂ふ、其化するに及

んで、法に依つて之を火し、骨石を聚めて塔と爲し、普同塔と號す」とある。つまり一叢林にして前後の亡僧荼毗の遺骨を一處に埋骨し其の上に建てた塔を普同塔と稱し別に普通塔、又は海會塔等とも名けられてゐるから、思ふに正順高眼が結制を修するにさきだち先づ當寺に於て寂滅した幾多の亡僧供養の法會即ち普同會を嚴修し、埋骨に更ふるに法華經を書寫して埋經し其の上に禁藝碑を建立して以て一は叢林禁制の榜標とし、一は法華書寫埋經による亡僧供養塔（普同塔）となしたものでなからうか。此れば在俗に於ても祖先供養とか或は功德善根の爲に又は普同供養の爲に法華經を書寫し法會を修し供養塔を建てるのと同様である。此れによつて考ふるに、正順高眼は名利枯淡、清規を基調とする創意の碑文を制定して禪院生活に儼然たる體制を與へると共に、その一面には慈悲溢るゝ報恩の道念に厚い人であつて、實に宗祖道元禪師の再來にも比すべき人格的道譽のいかに崇高な人であつたかその全貌を窺ふに充分である。

最後に清雲寺のは正面の上部に地藏菩薩の座像を陽刻し、其の下に「經王書寫塔」と書し、當寺の檀越と思しき「高橋彥右衛門勝典」と建碑寄進者の名を記してある。「經王」とは如何なる經卷であるか、彼の足利時代の埋經を見るにその中に此の語が記してあるものがあり、周圍の事情より法華經と推察し得るから茲の場合に於ては玉泉寺の碑より推して尙更のこと法華經を指してゐると推定するに難くないから、やはり前と同様法華寫經供養塔を利用したものである。

以上によつて明瞭なる如く葷酒牌の律法的、慣習的に建てられておるのに反して禁藝碑がそこに何等かの法會と關聯して極めて自由にしかも必然的に建塔せられたと云ふことは此の碑建立の特長であつて、曹洞禪院の山門頭に非常に相應しく感ぜられる。他面、山村僻険寺院の餘りエコノミーの豊富でない各寺の住持は如上の法會を應用し建塔したとも見られるが、建碑の根本的意義よりして、かかる寺院經濟の觀點よりする事は餘りにも正鵠を失した見方であると思ふ。

彼の黄檗宗隱元の創意にかかる葷酒牌が全國的に建設せられてゐるのに反して禁藝碑が極めて小數なるは甚だ遺憾である。若しや此の碑が中央の曹洞禪院に建立されたならば上毛國利根の山間僻陬の一部寺院にとどまらず鬱宗を初め禪門一般寺院の山門頭に葷酒牌と相對峙し曹洞宗獨自の碑石として各處に建てられたことであらう。此れは全く地理的不利に基づ因するものと云はねばならぬ。

然し奇しくも江戸時代に至り「不許葷酒入山門」とこの「禁藝術賣買入門」云々との兩石榜が禪院の山門頭に相前後して創建せられたといふ事は吾國清規史上に特筆すべき事であつて、足利時代に一時衰頽した清規精神が再び此の時代に於て宗學復古の擡頭と共に清規の復興が行はれたと云ふ一事象と見る事が出来る。また現今、大界外相碑及び葷酒牌を指して結界石、戒壇石、禁牌（杯）石等と別稱せられておるが、今後は如上の碑に更に禁藝碑を加へて總稱せる別名なることを各辭典は修正すべきであると思ふ。

なほ禁藝五碑の塔身寸法を見るに各々異にしておく。彼の黄檗清規の法具圖に其の石標「不許葷酒入山門」の雛形を出し山門外に立石することを指南し、高さ六七尺廣さ一尺二寸と規定してあるが、各地の禪宗寺院の實際を展望するに、此の規定を嚴守してゐるものは極めて少數であつて、各々寺院の山門頭に適する大きさに建てられておる様に見受けられる。況んや此の禁藝碑の如きは最初から刻文を指南し寸法を規定したものではないから碑文及び塔身の寸法は各碑まちまちで一定しておらないで塔身の如きは山門頭に適宜安排した寸法に建てられて居る様に窺はれる。因に碑型は全部頭尖方柱型である。その寸法を列舉すれば次の如くである。

(寺名) (高さ) (廣さ)

孝養寺	四尺五寸	一尺六分
玉泉寺	四尺二寸	一尺一寸
清雲寺	三尺七寸	一尺三寸
川龍寺	三尺五寸	一尺一寸
常恩院	三尺三寸	八寸

(秋山氏調査)

## 五

更に注目すべきは碑文面の「禁藝術賣買」云々とある中の藝術なる熟語である。此の語句が如何なる意味のカテゴリにあるか、これについては別に一考を要することであつて從つて藝術の語原的研究にも及ぶ事になる。生方氏は「上毛文化」誌上にかなり豊富な資料により廣範圍に渡つて此のことを追究し詳論されてゐるから此れに譲ることとして、茲には餘り觸れないが、これは寧ろ禁藝術の場合に於てはまさに派生的な研究に屬する事であつてそれ程立入つて考へる必要はないと思ふ。殊に曹洞宗といふ局限された山門頭にのみ建塔せられてゐる以上、これが宗義的清規的立場に立脚して考へられ「藝術」の語義は現今世人が流用し思考してゐる内質的意義とは異にし、且つ獨立した語として取扱ふのは妥當でなく「藝術」即「賣買」即「人」と考ふべきであつて、道元禪師の「商客、醫師、相師等及諸道輩」(衆寮箴規)瑩山禪師の

「技藝、術道、醫方、占相」(坐禪用心記)の輩を指し、即ち義介禪師の支那五山十刹圖の「藝術賣買人」又は禪苑清規の「賣賣閑雜之人」を總意するものと見るが妥當でなからうか。

しかば何故にかゝる類輩を山門より回避せねばならぬか、此れは最初に述べたのによつて明かる如く、古來より禪院は清規を制定し、衆侶はそれを規矩準繩として參禪辨道する。故に禪院に起居する清衆は皆佛教の眞理體得に餘念がないのであるが、かゝる藝術賣買人が頻繁に出入する事になれば、それはやがて世俗との接觸を多くし、延いては所期の目的たる參禪辨道を拋擲して、渡世の業を營み世俗と全く變りなく生産生活を禪院内に營むこととなつてしまふ。

道元禪師は「寮中不可經營度世之業」(衆寮箴規)「二者維邪謂醫方占相」(知事清規)「其の余の田商土工の四種の食は、皆不淨の邪命食なり、出家の食分にあらず」(正法眼藏隨聞記)と、かゝる聖語が其の他到る所に散在し、山門内部への重要な自制として屢々言を大にして強調して説かるゝ處であつて、禪師が如何に此れに對して細心の注意を拂はれてゐたか判る。

故に參禪辨道をこととする禪院よりする時はかゝる藝術賣買人は障道の因縁となるから回避せらるのであつて、決して職業それ自體について云々するのではなくして、かゝる宗門清規の根本的神精神に立脚して曹洞の山門頭より此れを擯斥したものであることを記憶すべきである。

以上幾多述べ來つたが要するに禁藝術賣買五碑の建立は高祖道元禪師及び太祖瑩山禪師の清規精神をよく繼承し、義介禪師の支那五山十刹圖の衆寮牌を原據とし、更に面山の洞上僧堂清規行法鈔等を實際化の指南として、上毛國利根郡の玉泉寺十八世たる正順高眼によつて建碑せられたのを最初とし、以來此の郡の一部曹洞寺院は順次此れにならつて建てたも

のでないかと思ふ。

蓋し牌板より石塔へと變遷し、衆寮より山門頭へと進出して禪院内全體への自制へと擴大強化され、即ち個より全へと擴充しもつて清規の一元的普遍的全面化がはかられ、從つて語句に多少の修正が施され、もとより參禪學道に於ては禪院全體の靜寂を旨とするを必要とするから、禪院修行僧の辨道の妨げとなる爲かくの如き諸道輩の山門出入を禁じたもので正に清規を基調としての禁藝術であることを特に強調して一先づ此の拙文を擱筆する。

本稿の研究に當り直接、間接に多大の恩恵を受けた島田、生方の兩氏に對し茲に深く感謝する次第である。

(昭和十三、一、廿三)

本稿は過日教導新聞紙上(昭和十二、十一、十六——同廿三)に六回に亘り發表されたものであるが、これを見るに脱字、誤謬多く且其後新資料をも發見したので此度此れに訂正、或は補足を加へ本誌編輯部の需により、茲に再び新しく筆を起し稿を改めて寄稿することとした。